

報道発表資料
平成23年12月6日
山形県
山形地方気象台

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う 山形県土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により震度5強を観測した市町では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられるため、山形県と山形地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、山形県と山形地方気象台が共同して、土砂災害発生状況と降雨の状況、土砂災害危険箇所の点検結果をもとに検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

記

1. 暫定基準廃止日時
平成23年12月8日 午後1時
2. 暫定基準廃止市町
【通常基準の8割で運用している市町】
米沢市、上山市、尾花沢市、中山町

これにより、山形県内すべての市町村について通常基準での運用となります。

本件に関する問い合わせ先
山形県県土整備部砂防・災害対策課 023-630-2225
山形地方気象台防災業務課 023-622-0632